

(3) ② 利用調整基準

1. 大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準

(「大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則 別表第1」より)

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）			利用調整 基準指数	保育を必要とする期間		
	類型	細 目					
1	外勤又は自営 (自宅外自営、祖父母等経営を含む。)	おおむね月20日以上 の就労日数	8時間以上の就労を常態		11	小学校就学始期までの範囲内で 保育を必要とすると見込む期間	
			7時間以上8時間未満の就労を常態		10		
			6時間以上7時間未満の就労を常態		9		
			5時間以上6時間未満の就労を常態		8		
			4時間以上5時間未満の就労を常態		7		
		おおむね月16日以上 20日未満の就労 日数	8時間以上の就労を常態		9		
			7時間以上8時間未満の就労を常態		8		
			6時間以上7時間未満の就労を常態		7		
			5時間以上6時間未満の就労を常態		6		
		その他	月64時間以上の就労を常態		5		2月以内
2	内 職	家計を助けることを目的とし、外勤月16日1日5時間の就労相当の収入のあるもの			7	小学校就学始期までの範囲内で 保育を必要とすると見込む期間	
		上記以外のもの			3	2月以内	
3	妊娠・出産				4	出産予定月を中心に5月以内	
4	疾 病	疾 病	入院（入院内定者を含む。）		11	小学校就学始期までの範囲内で 保育を必要とすると見込む期間	
			居 宅 内	常時病臥			11
				精神性・感染性			11
				一般療養			7
		心身障害者	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳（知的障害）1度・2度・3度、 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級				11
	身体障害者手帳3級、愛の手帳（知的障害）4度			9			
	身体障害者手帳4級			7			
5	同居の親族の看護 (介護)	病 院 付 添	入院・通院付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添	7	小学校就学始期までの範囲内で 保育を必要とすると見込む期間	
			施設等付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添			7
		自 宅 介 護	要介護高齢者	要介護度4度・5度（介護保険）			11
				要介護度3度（介護保険）			7
			重度重症心身障害者等の常時観察と介護				11
上記以外の看護（介護）			3				
6	災 害	火災等による家屋の損傷その他災害復旧に係る事由のため保育に当たれない場合			11	保育を必要とする要件に該当し なくなった月の末日まで	
7	求 職	就労内定・開業予定	就労状況が確認できる書類の提出があるもの	保育の実施（開始希望予定日）又は保育の確保（開始希望予定日）から週5日以上勤務状態が確定している場合	4	1月以内	
				保育の実施（開始希望予定日）又は保育の確保（開始希望予定日）から週4日以下の勤務状態が確定している場合	3		
		就労状況が確認できる書類が未提出	申込時に具体的な就労予定内容が把握できる場合		2	2月以内	
	求 職 中	求職のため日中外出を常態			1		
8	就 学 (技能習得等を含む。)	おおむね月20日以上 の外出を伴う就学日数	8時間以上の就学を常態		11	小学校就学始期までの範囲内で 保育を必要とすると見込む期間	
			7時間以上8時間未満の就学を常態		10		
			6時間以上7時間未満の就学を常態		9		
			5時間以上6時間未満の就学を常態		8		
			4時間以上5時間未満の就学を常態		7		
		おおむね月16日以上 20日未満の外出を伴う 就学日数	8時間以上の就学を常態		9		
			7時間以上8時間未満の就学を常態		8		
			6時間以上7時間未満の就学を常態		7		
			5時間以上6時間未満の就学を常態		6		
通信教育	居宅内で週4日かつ1日5時間以上の就学を常態			3	3月以内		
9	その他	不存在	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合		11	小学校就学始期までの範囲内で 保育を必要とすると見込む期間	
		番号1から8までに掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合			番号1から8までの利用調整基準指数及び保育の実施期間を準用		

- * 注意1 番号1～8の各項目は、重複して加算できません。
- * 注意2 番号1で勤務実績が確認できない場合は上記指数は付きません。
- * 注意3 番号1の就労時間は、就労の間の休憩時間を含みます。（ただし、1時間以内）

2. 利用調整基準調整指数 (「大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則 別表第2」より)

	記号	条 件	指数	
加 算	A	父又は母が身体障害者等級 1～2級、愛の手帳 1～3度若しくは精神障害者等級 1～3級またはこれらの1つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる重度心身障害者の場合	3	
	B	父または母が身体障害者等級 3級の場合またはそれと同程度の障害があると認められた場合	2	
	C	父または母が難病の場合 (医療証の写しの添付を要す)	1	
	D	父母がともに死亡・離別・行方不明・拘禁の理由により不存在の場合	4	
	E	父または母が死亡・離別・行方不明・拘禁・未婚等の理由により不存在の場合	3	
	F	生活保護を受けていて自立指導上、保育を必要とする場合	3	
	G	その世帯の現況が生活保護基準と同程度とみなされる世帯又は保護者全員が求職(失業)中でその子の保育の実施又は保育の確保によって生活の安定が見込まれる場合。ただし、生活保護で就労している場合を除く	1	
	H	その世帯の生計中心者が失業中である場合	1	
	I	申込児以外のきょうだいが在園中又は同時申込み中で、当該きょうだいが1人の場合 ただし、申込み時に保育料未納月が3月以上ある場合を除く	1	
	J	申込児以外のきょうだいが在園中又は同時申込み中で、当該きょうだいが2人以上の場合 ただし、申込み時に保育料未納月が3月以上ある場合を除く	2	
	K	大田区に居住し、申込み児の保育状況が次の事項に該当する場合	小規模保育所、事業所内保育所、認可外保育施設(家庭福祉員、認証保育所、定期利用保育室、ベビーシッター等)に、週4日で1日4時間以上の有償委託を常態としており、かつ就労等をしている場合で、当該委託に要する費用が次の金額に該当するもの。ただし、育児休業を取得している場合や就労内定の場合又は、委託先の証明書の提出のない場合は除く。 ※今後、小規模保育所、事業所内保育所については、連携施設の設置状況により、加算の対象から外れる可能性があります。	月2万円以上 2
				月2万円未満 1
	L	次のいずれかに該当する児童が引き続き4月入園を希望する場合	萩中保育園からの2歳児クラスの卒園児童 中央八丁目保育園からの3歳児クラスの卒園児童 丸子ベビー保育園からの1歳児クラス又は、2歳児クラスの転園児童	2
M	父又は母が、就労等をしており、世帯の前年度の区市町村民税の所得割額が48,600円未満である場合(前年度の課税証明書又は非課税証明書の提出がある場合に限る。)。ただし、その世帯の入所等希望年の前年度の納税義務が外国にある場合又はその世帯が生活保護を受けている場合を除く。		2	
N	父又は母が、区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所、認証保育所、定期利用保育室に勤務(育児休業からの復帰予定も含む)又は勤務が内定している保育士の場合(ただし、保育士証の写しの提出があった場合に限る。)		2	
減 算	X	大田区以外の区市町村に在住し、大田区の保育所の入所希望者で次の事項に該当する場合	入所希望月の初日までに大田区に転入する予定がなく、保護者の勤務地が大田区内である者 入所希望月の初日までに大田区に転入する予定がなく、保護者の勤務地が大田区外である者	-2 -3
		Y	近く(500m以内)に子どもをみられる、おおむね65歳未満で、無職又は求職中の祖父母等親類がいる場合	-1
	Z	規則第2条第3項第8号及び第9号の規定に定める添付書類を別に指定する期日までに提出しない場合	-1	

- 備考
- (1) 各項目は、重複して加減算できるものとする。
 - (2) 調整指数の加減算は、基準とした指数に行う。
 - (3) 加算調整指数は、事実を確認できる書類が提出された場合に適用する。
 - (4) A、B、C及びXの項目は、保護者個人ごとに加減算できるものとする。
Lの項目は、上記条件に該当する児童のみ加算をする。その他の項目は世帯ごとに加減算を行う。
 - (5) Kの項目は、小規模保育所、事業所内保育所の場合、当該委託に要する費用に関わらず一律2点を適用する。

3. 利用調整上の注意点 (必ずご一読ください)

1. すべての申込み世帯の方へ

世帯の状況は申込時から入園・転園・あっせん時期(入所月の月末)まで継続しているものとして利用調整します。そのため、入園・転園・あっせん時期までに勤務条件の変更や妊娠・出産等で利用調整指数が変わった場合は、内定取消となります。また、入園後に判明した場合は退園になることがありますのでご注意ください(自己都合で申込み時点の会社を退職して別の会社に就職したが間が一日でも空いてしまう場合や、申込後入園・転園・あっせん時期に出産予定が判明した等)。該当する場合は、早急にご連絡ください。

2. 育児休業中での申込みの方へ

育児休業中の申込で、入園・転園・あっせんする月の20日までに復帰する予定の方は、就労の指数での利用調整となります。期日までに復帰が出来ない場合には、内定取消(または退園)となります。

3. 申込時期に出産予定がある方へ

出産予定月をはさんで前後 2 か月以内の入園を希望する場合は、「妊娠・出産」要件での申込みとなり指数は 4 点です（P.29 の Q8 参照）。

4. 外勤の就労証明書を提出された方へ

利用調整基準指数は「就労証明書」に記入された勤務条件・勤務実績をもとに決定されます。

例) 勤務条件が週 5 日（月 20 日）の 8 時間労働でも、就労実績がそれ未満の場合、P.12 の 1. 「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の番号 1 の利用調整基準指数 11 点にはなりません。

「就労証明書」の「最近 6 か月～」欄に記入がなかった場合（就労開始直後など）は、勤務時間・日数に関わらず、指数は 5 点以下になりますのでご注意ください。

「就労証明書」を提出後に勤務実績が増える場合（就労開始直後など）は、「就労証明書」を再提出いただくことで指数の見直しを行う場合があります。各締切日までに提出があった分については、該当月の利用調整指数に考慮されます。ただし、「就労証明書」以外の書類（給料明細等）では、指数の見直しを行いません。

5. 自営の就労状況申告書を提出された方へ

自営業の方（個人事業主の方等）や、保護者以外の親族が経営している事業所で就労している方は、「自営業」として利用調整します。P.8～9 のとおり、「自営を証明する書類」と「収入を証明するもの」を提出してください。

利用調整指数は、年間の収入を確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書、区民税申告書等）の収入金額を別途定める基準に照らして就労時間を算出し、指数化します。これらの書類がない場合や収入金額が基準に満たない場合、指数は 5 点以下になります。就労開始年月日が、現年になる場合は、現年分の収入を確認できる書類が必要です。

6. お子様を認可外保育園に預けている方へ

預託の調整指数（記号 K）は、申込時に①育児休業中の場合、②就労内定の場合、③大田区に在住していない場合、のいずれかに該当すると加算されません。加算 K の条件は、継続して認可外保育園に預けており、かつ、就労等（就学や疾病、介護・看護を含む）により保育の必要性が確認できることが必要になります。よって、申込後の育児休業取得や転職により、その条件の継続ができないと判断した場合は、加算されません。

なお、下記のようなケースは加算対象外です。ご注意ください。

- ・認可保育園に園児の転園申請や小規模保育所から小規模保育所への転園申請
- ・預託先が祖父母等親類を含む個人に預託している場合
- ・保育事業者としての届出を行っていない施設への預託（ベビーシッター含む）
- ・育児休業中の就労に伴う預託
- ・継続性が確認できない一時保育への預託
- ・きょうだい申込の場合で、上の子を預託しており、下の子の育児休業中の場合

7. 在園児がきょうだいにいる世帯の方へ

申込児童の兄弟姉妹である在園児や卒園児の保育料を、申込時に 6 か月分以上滞納している世帯の利用調整は、滞納がない方の利用調整後、定員に空きがあった場合に限り行います。また、申込み時に 3 か月分以上滞納している世帯は、調整指数の記号 I、J は加算されません。

8. 父または母が単身赴任中の方へ

保護者が単身赴任中の世帯は、大田区在住の方と同等に扱える場合があります。『単身赴任手当の支給が確認できる給与明細』または『就労先の人事担当部署が発行する単身赴任を証明する書類（社印必須）』（様式不問）を提出してください。単身赴任による調整指数の加算等はありません。

9. 転園申込みの世帯の方へ

利用調整方法は、入園・あっせんの場合と同様です。ただし転園の場合、産前産後休暇中や育児休業中の保護者の方は、1. 「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の「求職中」に準じた指数での利用調整となります。

10. 加算 M（低所得加算）のために税資料を提出する方へ

父または母が就労している場合（求職中や就労内定を含む）のみ対象となります。よって、父母ともに就労以外の要件での申込みの場合は、区市町村民税の所得割額が 48,600 円未満の場合でも対象外です。区市町村民税の所得割額は、調整控除以外の税額控除前の金額で算定します。

11. 加算 N（保育士加算）のために保育士証の写しを提出する方へ

父または母が該当する場合に加算の対象になります。両方が該当の場合でも加算は 2 点になります。該当保育施設で就労している場合でも、保育士資格を有していない場合（保育従事者研修受講済証持参者を含む）は、対象外です。